

令和8年度予算編成方針

本年4月、私は改めて市民の負託を受け、二期目の市政運営をスタートさせました。新たな任期においては、来たる50年、100年先の丸亀を見据え、市民が元気なまちづくりに取り組んでまいる所存であります。

国内経済の状況に目を向けると、雇用・労働環境に改善が見られる一方、物価上昇の継続に加え、アメリカの通商政策の影響が懸念されるなど、市民生活や企業経営の先行きは不透明な状況となっています。

また本市においては、少子化に伴う人口減少対策や、地域産業の担い手の確保、まちなかの再生、災害リスクへの対応など、一筋縄では解決が困難な課題が山積しています。

しかし、手をこまねいているわけにはいきません。本市は現在、今後のまちづくりの方向性をお示しする「第三次総合計画」の策定を進めており、新年度からは、計画に掲げる方針や施策を着実に推進し、市民の皆様一人ひとりがイキイキとした暮らしの実現を目指してまいります。

一方、先般改訂した中期財政フレームでは、償還が本格化する公債費に加え、物価高や賃金上昇に伴う物件費や人件費の増加により、経常収支比率が100%を超過するほか、計画期間内に実質公債費比率が起債に国の許可を要する比率に達するなど、厳しい局面が想定されています。

こうした財政状況をしっかりと踏まえながら、地域課題に的確に応える事業の精選や事業手法の工夫に取り組み、本市に関わるすべての皆様が日々の生活やまちの営みに活力を実感いただける予算編成にあたらなければなりません。

職員各位におかれても、このような状況を十分に認識したうえで、将来の丸亀を見据え、今ある課題に挑む予算編成に取り組むよう、ここに指示いたします。

1. 総括的事項

(1) 本市の財政状況と今後の見通し

令和6年度決算は、前年度に比べ、歳入面は地方交付税や地方消費税交付金が増加した一方、歳出面では人件費や扶助費、公債費といった義務的経費が増加するとともに、物価高騰などに伴う物件費も増加したことから、財政の硬直度を示す経常収支比率は1.6%悪化し、95.2%となった。

先般改訂した「中期財政フレーム」では、経常的一般財源所要額は、扶助費や公債費のほか、物価高騰などに伴う物件費の増加とともに、公共施設の老朽化対策などにより投資的経費の増加が続いていることから、令和7年度は約115億円の財源不足、令和11年度までの5年間では前回改訂時より約120億円増となる約451億円の財源不足が見込まれる厳しい状況である。

一方、一般会計所管の基金については、財源不足を補うためモーターボート競走収益基金から約38億円、財政調整基金から6億円など、全体で約82億円を取り崩したものの、モーターボート競走事業会計からの繰入金95億円を積み立てたことなどから、年度末残高は前年度と比較して約22億円増加した。

現時点では好調なモーターボート競走事業会計から多額の繰入が続き、一定の基金残高が確保できているものの、この状況は恒常的なものではないことを強く認識しておかなければならない。

今後も、これまでの投資的事業に関する公債費の増加に加え、引き続き物価や労務単価の上昇傾向が見込まれ、経常的一般財源で経常経費の一般財源所要額を賄えない状況に陥ることが想定されている。

さらに、各課が現在計画している建設事業をそのまま遂行すれば、事業費の集中により財源を手当てする起債が増加し、令和11年度には実質公債費比率が18%を超え、起債に国の許可が必要な状況になり、さらに令和13年度には財源不足を補う基金の枯渇も懸念され、これらの状況は絶対に回避しなければならない。

そこで、令和8年度の予算編成にあたっては、こうした経常収支の状況や今後

の財政動向を踏まえ、既存事業の成果と課題を十分に検証するとともに、物価上昇など、社会・経済情勢の変化や市民ニーズ、本市財政への影響も踏まえたうえで編成作業に臨み、予算化すべき事業を精査すること。

また、投資的経費や臨時経費については、優先度や緊急度を見極め、新年度に実施しなければたちまち市民生活に支障を生じるもののみを計上すること。

(2) 決算特別委員会などの意見を踏まえた予算編成

決算特別委員会の令和6年度決算審査や市議会からの提言書、行政評価（外部評価）において各委員から示された意見等については、部長マネジメントのもと、事業の必要性、効果、財政負担など、多方面から十分に検証すること。なお、検証にあたっては検証経過や予算への計上・非計上理由を整理のうえ、説明責任が果たせるようにしておくこと。

2. 編成にあたっての基本原則

(1) 予算編成にあたっては、総計予算主義の原則に基づき、可能な限り予定される歳入歳出を的確に把握し、関係各課と密接な連携を図りながら年間を通した予算編成を行うこと。

(2) 第三次総合計画に掲げられることとなる施策については、確実な進捗と目標達成を目指すとともに、計画中間年を迎える「人づくり石垣プロジェクト」に位置付ける事業については事業成果を検証したうえで、本市教育大綱の理念の具現化を図ること。

(3) 本市が持続可能なまちとして発展し続けることができるよう、SDGsやゼロカーボンシティの推進に配慮した予算編成を行うとともに、みんなでまちづくりを進めるため、多様な主体との協働や連携の可能性について検討すること。

3. 重点的施策

令和8年度は第三次総合計画のスタートの年であるため、基本施策に位置付ける取組や、市長公約に掲げる次の取組については重点的施策として展開する。

① 心豊かな子どもが育つまち

⇒少子化対策、待機児童対策、子育て支援、人づくり石垣プロジェクト、教育・保育環境改善

② 活力みなぎるまち

⇒まちなか再生、担い手育成、生産基盤強化、新規産業創出

③ 安心して暮らせるまち

⇒公共交通の確保、インフラ整備、総合排水対策、防災体制向上

④ 健やかに笑顔ひろがるまち

⇒地域福祉、健康づくり、スポーツ振興、文化芸術振興、男女共同参画

⑤ みんなでつくるまち

⇒地域づくり、市民協働、ゼロカーボンシティ、地域情報化、広域行政

⑥ 誇り愛されるまち

⇒シティプロモーション強化

4. 主な編成手法

(1) 一般財源の見積もり

労務単価や物価の上昇が続いているが、本市の財政調整基金の残高は令和7年度末に20億円を下回る見込みであることから、経常的な経費に係る一般財源は、前年度当初予算で配分した額を上限に要求するものとするが、さらに予算査定において財務課で一件審査を実施する。

(2) 業務手法の見直しによる人的資源の有効活用

行政サービスの提供にかかる財源と人員は限られており、既存事業を維持したまま新規事業や拡大事業に充てる財源や人員を捻出することは困難である。

最少の経費で最大の効果を発揮できるよう、成果が乏しいものは、「止める」、

「休止する」、「集約する」、「改める」など、事業のあり方を見直すとともに、サービスの質の確保や新たな効果が期待できるものについては、民間委託や協働・官民連携・広域連携による業務遂行、担い手発掘を検討するなど、従来の業務手法を見直し、事業遂行に最適な財源と人員の配分となるよう編成作業を行うこと。

5. 経費の見積もり

- (1) 経費の見積もりにあたっては、すべてに対して説明責任を果たせるよう部内で十分に意見を調整し、議会や市民に理解をいただける額を計上すること。
- (2) 既存事業については過去の不用額等も点検し、実績を適切に踏まえること。
- (3) 新規及び拡大事業は、既存事業の見直しによる財源確保（スクラップ・フォー・ビルド）の徹底とともに、事業の終期や見直し時期の設定にも努めること。
- (4) 経常的経費については、上記4-(1)の一般財源と各部に属する特定財源の範囲内で経費を見積もること。

(5) 政策的経費については、当該年度のみならず将来負担の見込額等についても十分な精査を行い、必要な資料等を備えて査定等に臨むこと。

(6) 各種補助金については、費用対効果や補助率、限度額などの適正性を検証し、所期の目的達成度や効果の薄いものは、廃止や終期を整理し予算計上すること。

特に、団体に対する補助金については、その団体の決算状況における内部留保金なども確認し、必要以上の補助金を支出することがないよう留意すること。

(7) 人件費については、勤務体制や組織機構も考慮のうえ、職員課、政策課、財務課で調整し、予算科目ごとに職員数及び予算計上額を提示することとする。

特に、時間外勤務手当については、別途予算編成要領に定める「時間外勤務手当見積書」を参考に積算するため、各部課においては、新年度における増額影響だけでなく、減額影響についても適正に提出し、計上額が過大とならないよう留意すること。

(8) 会計年度任用職員については、正規職員数の動向にも留意し、各部課におい

て、改めて必要性や必要人員、雇用時間などを見直し、職員課と調整のうえ要求すること。

(9) 扶助費については、国の施策動向等の情報収集に努め、十分に調整・精査を行い、漫然と予算の肥大化を招くことのないよう留意すること。

また、市単独事業については、事業手法や給付水準、効果など制度を継続する合理性等を検証し、必要な場合には積極的に制度改正を行うこと。

(10) 物件費については、物価や労務単価の上昇を見込む必要があるが、安易に増額要求することなく、他事業も含め、必要性や効果も踏まえて事業量や事業内容を精査し、最低限の予算計上に努め、全体事業費の抑制を図ること。

(11) 投資的経費については、事業の必要性、緊急性、事業効果、将来負担などを検討したうえで、個別施設計画等をもとに計上すること。

ただし、本市の財政状況に鑑みると、事業費の縮減を図り、市債発行を抑制することが不可欠であることから、全体的な事業費や起債額を抑制するため、令和8年度の投資的経費は100億円程度を上限の目安とする。

① 今後の公債費抑制に向けた事業の平準化が不可欠であるため、優先順位を付して要求すること。

② 現行のスケジュールや整備内容の見直しも検討すること。

③ 昨今、事業費を翌年度に繰り越して予算執行する事例が多く見受けられることから、当該年度に執行できる事業量を適切に見積もること。

6. 財源の確保

(1) 市税については、課税客体の正確な把握とともに、引き続き徴収率の向上を図り、税収の確保に努めること。

(2) 税外債権については、債権管理指針や私債権の管理に関する条例などを踏まえ、債権管理の適正化に向けた取組を徹底し、債権ごとに設定する取組目標を可能な限り歳入予算に反映するとともに、滞納処分や裁判所を通じた強制徴収等を

実施し、適切に債権回収を図ること。

(3) 国・県支出金は、予定されていた補助額が削減され、事業の縮減や一般財源による肩代わり等、行財政運営に影響を与える事態が発生しないよう、予算確定に至る最終局面まで最新情報の捕捉に努め、現実性のある額で見積もること。

(4) 補助事業であっても費用対効果を十分に検証したうえで事業を実施するとともに、安易に事業を開始し、結果として国や県の補助期限が終了してもなお一般財源の負担により事業を継続せざるを得ない事態とならないよう、事業の選択にあたっては、補助金の期限をはじめ、その事業の必要性や継続性などを十分に検討して取り組むこと。

(5) 新規事業の実施はもちろんのこと、既存事業についても、国・県支出金に限らず、財団や民間団体などによる支援情報を改めて確認・収集し、捕捉可能な財源を確実に計上するとともに、ふるさと納税やクラウドファンディングなどの寄附金等、財源確保に向けたあらゆる方策を検討すること。

(6) 使用料については、昨今の物価上昇も考慮し、受益者負担の公平・公正の観点から、「施設使用料設定指針」を踏まえ、見直しを検討すること。

7. 特別会計について

(1) 地方財政健全化法により一般会計、特別会計の枠を超えた連結ベースでの市の財政状況が問われており、各事業会計の健全財政に向けた積極的な取組が必須であり、単なる赤字解消の繰出は行わないことを基本とする。

(2) 各事業会計の趣旨や独立採算の原則を踏まえ、使用料の見直しなど、市民負担の適正化を基本として、財源確保に最大限の努力を行うこと。

また、将来に向けた収支の健全化を目指し、一般会計からの繰入金に過度に依存することのないよう長期的視点での経費の見直しや合理化に取り組み、事業の目的達成に努めること。

一件審査による予算編成

区分	予算編成方法及び経費の内容
主体的経費	<p>一般財源と自らが確保し得る特定財源の積算額により、計上された予算に対し一件審査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 下段の義務的経費、投資・臨時的経費以外の経費 <p>なお、物件費については、物価上昇を理由に安易に増額予算を計上せず、経費の内容を精査し、必要最小限の予算計上とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 重点的施策・新規事業については調書等により審査
義務的経費	<p>一件審査を経て予算編成を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 議員・会計年度任用職員報酬、特別職・一般職給与費 ■ 扶助費 ■ 公債費 ■ 特別会計繰出金 ■ 分担金・負担金（中讃広域等負担金など財務課が指定するもの）
投資・臨時的経費等	<p>一件審査を経て予算編成を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 普通建設事業費（工事費、建設工事関連委託料、用地取得費、関連経費） <p>※事業には必ず優先順位を設定すること</p> <p><u>優先度や緊急度を見極め、新年度に実施しなければたちまち市民生活に支障を生じるもののみを計上すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 備品等購入費（概ね一件100万円以上の物品等） ■ 債務負担行為等に係る事業費（財務課が指定するもの） ■ 地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理料 ■ 積立金 ■ 予備費 ■ 臨時的・緊急避難的な措置が必要な事業費 <p>※臨時的経費についても必ず優先順位を設定すること</p>